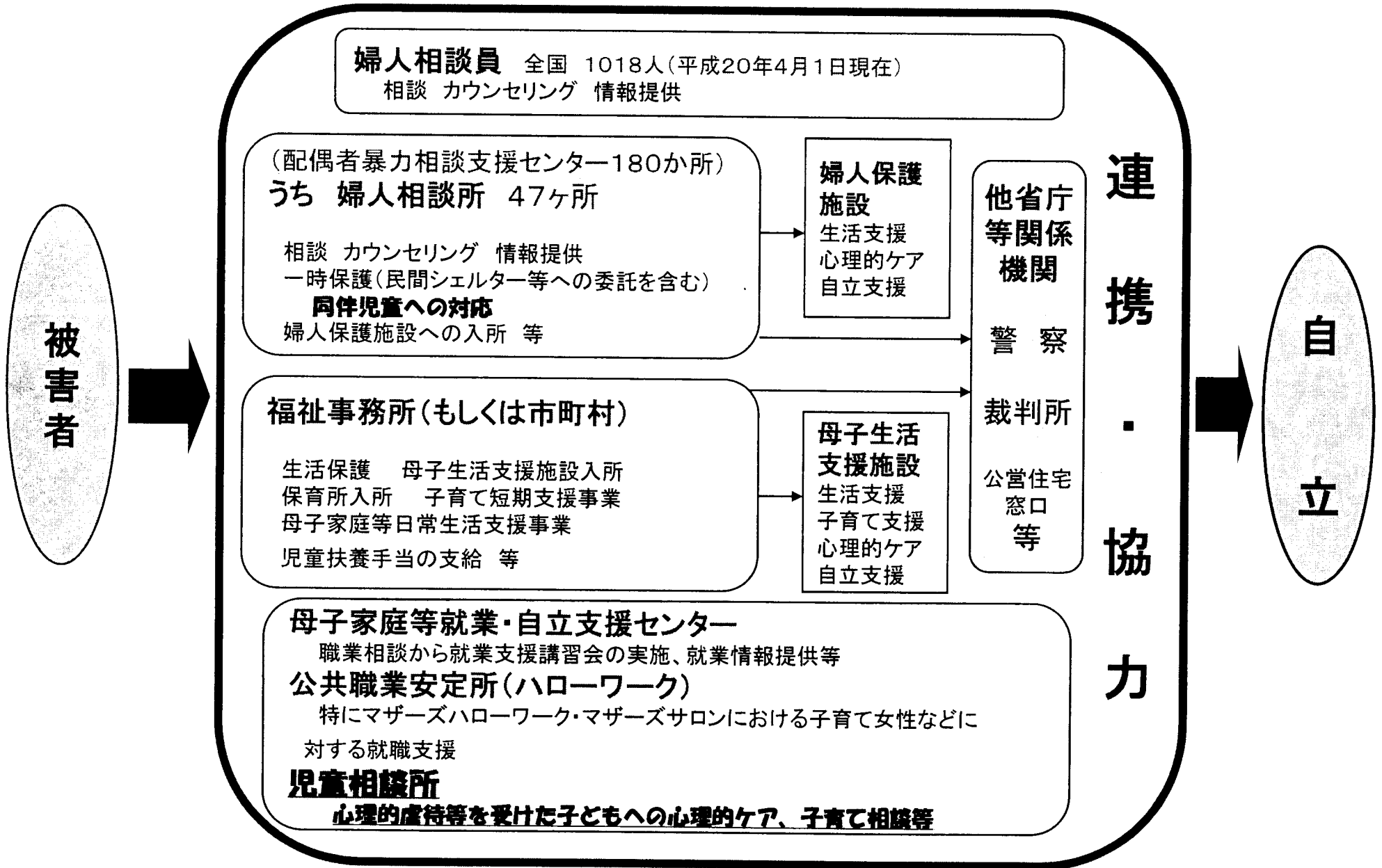


5. 婦人保護事業（DV被害者支援・ 人身取引対策）との連携

厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について

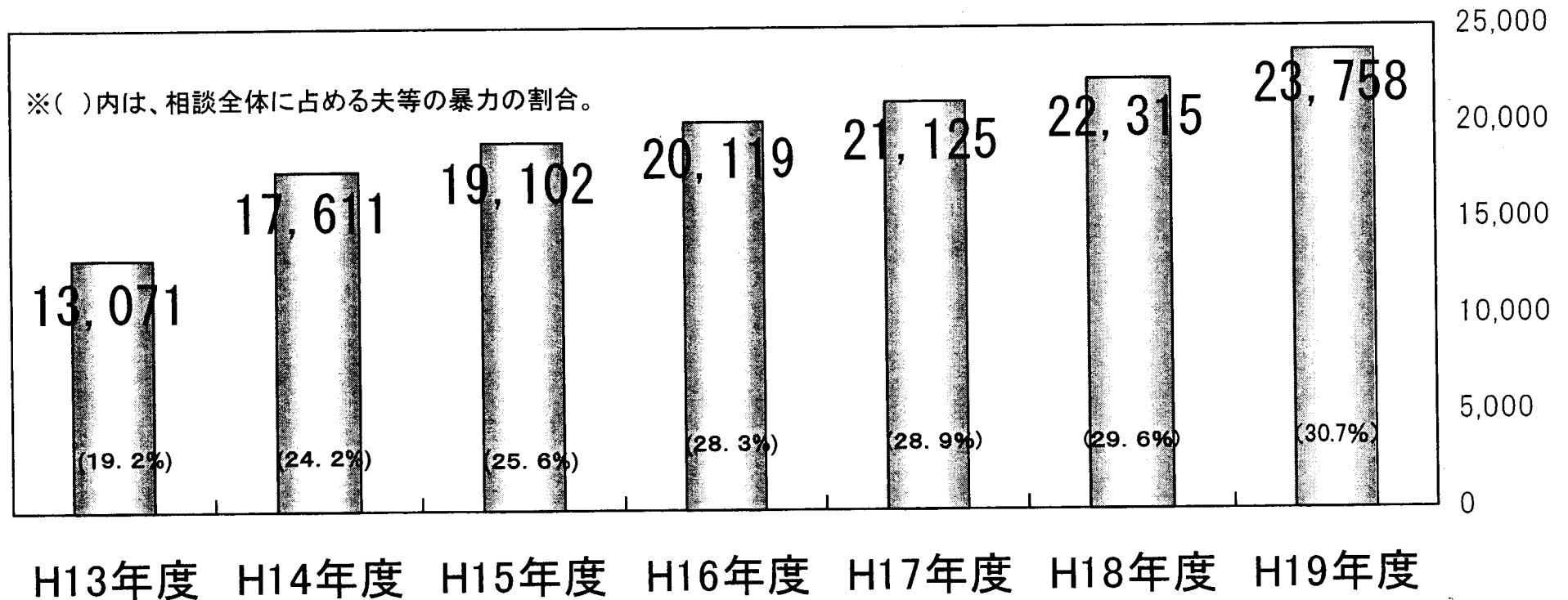


婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所及び婦人相談員における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

(人数)

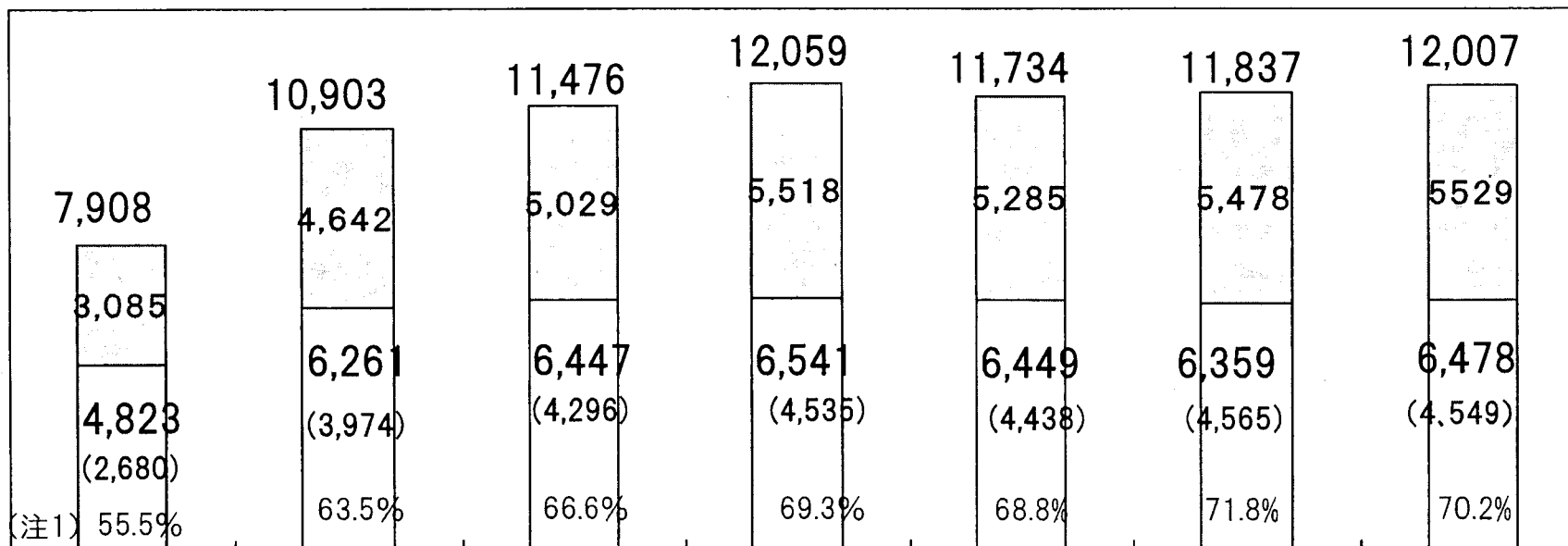


(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数を見ると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等の暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。
- 平均一時保護日数は14.4日(平成19年度)

一時保護された女性
 (うち夫等の暴力を理由とする者)
 同伴家族
 (件数)



H13年度 H14年度 H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度

注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

DV被害者の一時保護委託(契約施設数)

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成20年4月1日現在で261施設。
- 平成19年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,750人(女性本人1,661人、同伴家族2,089人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数14.3日となっている。

DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成20年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	96 (97)	90 (89)	25 (23)	20 (19)	4 (7)	8 (6)	9 (6)	6 (4)	3 (5)	261 (256)

(注1) 母子生活支援施設を除く。

(注2) ()内は、平成19年4月1日現在

人身取引対策行動計画の概要（平成16年12月7日策定）

I 人身取引対策の重要性

○人身取引は重大な人権侵害であり、人道的な観点からも迅速・的確な対応の必要

○総合的・包括的な対策を早急に講じるための行動計画の策定

○被害者を保護の対象として位置付け、きめ細かな対応

○刑罰法令の整備と取締りの強化

○人身取引を許容する要因となっていた諸制度の改正も含む人身取引の防止

II 人身取引の実態把握の徹底

III 総合的・包括的な人身取引対策

1 人身取引議定書の締結

5 留意事項

○内外の関係機関等(外国関係機関、NGO等)との連携 ○社会啓発・広報活動

○人身取引対策に関係する職員に対する研修・訓練 ○行動計画の検証・見直し

2 人身取引を防止するための

諸対策

○出入国管理の強化

○旅行関係文書のセキュリティ確保

○「興行」の在留資格、査証の見直し

* 外国機関認定資格のみによる基準充足要件の削除

○偽装結婚対策

○不法就労防止の取組み

○売買春防止対策

3 人身取引を撲滅するための

対策

○刑事法制の整備

* 刑法改正による人身売買行為の犯罪化

○取締りの徹底

○旅行文書等に関する情報交換の推進

○諸外国の捜査機関等との連携強化及び情報交換の推進

4 人身取引被害者の保護

○被害者の認知

○シェルターの提供

・婦人相談所等の活用

・民間シェルター等への一時保護委託

○カウンセリング、相談活動等の実施

○交番等に駆け込んだ被害者の保護

○被害者の在留資格の取扱い

(在留特別許可の付与)

○被害者の安全の確保

○被害者の帰国支援

(国費送還、IOMを通じた帰国支援)

(外務省ホームページ資料に加筆)

厚生労働省における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成21年3月31日現在）

1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計261人。うち255人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フォリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の88%。
- 保護に至る相談経路の96%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.6歳。

○年度別保護実績（合計261人）

平成13年度	1人（タイ人）
平成14年度	2人（タイ2人）
平成15年度	6人（タイ3人・フィリピン3人）
平成16年度	24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア73人・韓国1人・ロシア71人）
平成17年度	117人（フィリピン64人・インドネシア740人・台湾6人・タイ44人・中国2人・韓国1人）
平成18年度	36人（インドネシア717人・フィリピン12人・タイ44人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度	36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ45人・インドネシア74人・ロシア71人・台湾2人）
平成20年度	39人（タイ人22人・フィリピン11人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人）

○都道府県別保護実績（合計261人）

愛知県	53人	長野県	32人	千葉県	28人	東京都	**25人
栃木県	23人	秋田県	18人	島根県	14人	岐阜県	12人
広島県	*9人	鳥取県	9人	群馬県	9人	神奈川県	7人
大阪府	7人	福岡県	6人	茨城県	5人	兵庫県	4人
徳島県	3人	熊本県	2人				
新潟県		静岡県		鹿児島県		沖縄県	各1人

*6人が島根県より移管のため合計には算入せず
 **3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計に算入せず

○一時保護委託実績（261人のうち90人）

平成17年4月1日～平成21年3月31日まで1に90人の一時保護委託を実施
 内訳 婦人保護施設34人・母子生活支援施設32人・民間シェルター23人
 児童自立援助ホーム1人

○平均保護日数 30.8日

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 IOM（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。

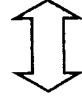
人身取引被害者保護の流れ

人身取引被害者

相談窓口・取締りにおける
被害者の認知



相 談



被害者等からの保護要請
(交番等への駆け込み)



警察、入国管理局、婦人相談所、NGO、在京大使館による保護

婦人相談所等における一時保護

民間シェルター等における
一時保護委託

- ・カウンセリング・相談活動の実施
- ・入国管理関係手続きの弾力的な運用
- ・在留特別許可の弾力的な運用による被害者の救済
- ・被害者の安全確保

- ・地方入国管理局による法的地位の付与
- ・駐日外国公館による自国民の利益の保護
- ・国際移住機関(IOM)による帰国支援(平成17年5月開始)

帰国

被害者の母国における社会復帰

被害者への支援に資する国際協力

18歳未満の人身取引被害者の一時保護実績

(H13年度～20年度)

(人数)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計
婦人相談所	1	3	3	0	2	9
児童相談所	0	5	1	0	0	6
計	1	8	4	0	1	15

15歳	3
16歳	5
17歳	7
計	15

フィリピン	10
インドネシア	2
コロンビア	1
中国	2
計	15

愛知県	6
岐阜県	2
栃木県	1
群馬県	1
千葉県	3
東京都	1
沖縄県	1
計	15